

龍谷大学 社会学部紀要

第 52 号

松溪憲雄教授 退職記念号
伏見恵文教授

松溪憲雄先生・伏見恵文先生の退職記念号によせて……………津 島 昌 弘

論 文

- 暴力論から社会学の革新へ (1)
——〈存在と行為の社会学〉の構想の下で——……………田 中 滋 (1)
- 近代を問う ——日本の炭鉱が啓く文化人類学的探求の可能性——……………青 木 恵理子 (11)
- 体罰はなぜ許されないか
——学校教育法第 11 条を子どもの権利から考える——……………田 村 公 江 (24)
- テレワークと空間的束縛
——在宅勤務型テレワークの地域特性をめぐって——……………佐 藤 彰 男 (38)
- ライフヒストリーの図式化の試み ——信仰の維持と離脱の過程——……………猪 瀬 優 理 (46)

調査報告

- 2014 年の韓国国民基礎生活保障法改正とオーダーメイド型個別給与改編の現状と課題
——貧困社会連帯への聞き取り調査から——……………田 中 明 彦 (59)
- 地域社会と寺院 ——広島・作木調査と石川・能登島調査——……………猪 瀬 優 理 (68)

研究ノート

- 中国における農村集団財産権制度改革の歩み……………李 复 屏 (80)
- 児童養護施設におけるケアの専門性
——ワーカーへのインタビュー調査を通じて——……………土 田 美世子 (86)
- 東日本大震災・東京電力福島第 1 原子力発電所事故による〈自主的避難者〉への聴きとり調査研究
——2016 年および 2017 年の調査から——……………荒 木 美知子 (98)

彙 報

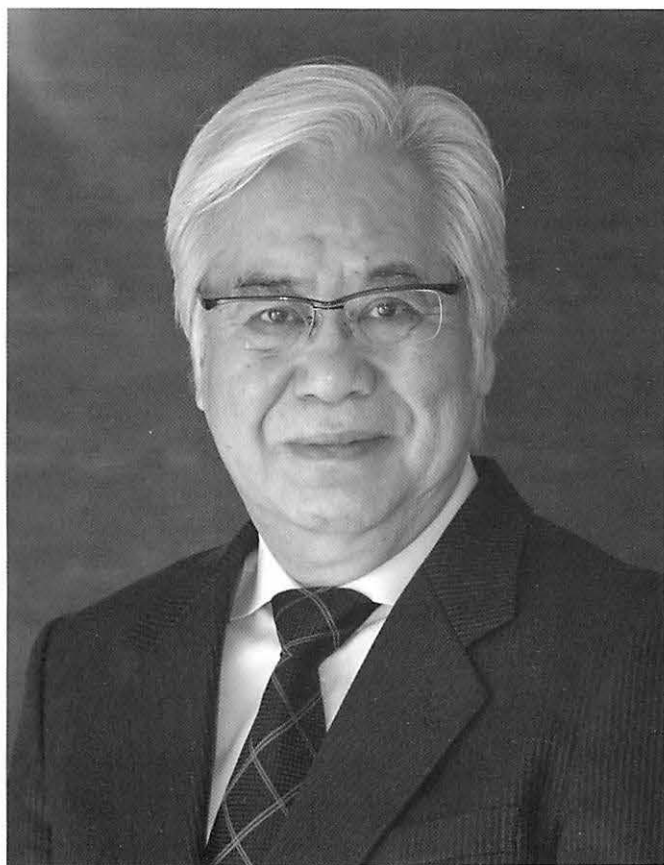
- 松溪憲雄教授略歴……………(105)
- 伏見恵文教授略歴……………(108)
- 2017 年度社会学部卒業論文・卒業研究題目……………(111)

2 0 1 8

龍谷大学社会学部学会



松溪憲雄教授 近影



伏見惠文教授 近影

龍谷大学社会学部学会会則

| | |
|------|--------------|
| 制定 | 平成元年 4 月 1 日 |
| 一部改正 | 平成10年 6 月24日 |
| 一部改正 | 平成13年 3 月21日 |
| 一部改正 | 平成15年 3 月12日 |
| 一部改正 | 平成18年 9 月27日 |
| 一部改正 | 平成19年 3 月13日 |
| 一部改正 | 平成22年12月15日 |
| 一部改正 | 平成24年 7 月18日 |

(名称, 事務所)

第 1 条 本会は、龍谷大学社会学部学会と称し、事務所を龍谷大学瀬田学舎社会学部内に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、社会学、社会福祉学及び隣接諸科学の学術研究を推進することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 機関誌『龍谷大学社会学部紀要』の発行
- (2) 学術講演会、シンポジウム、研究会等の開催
- (3) 学生会員の研究支援
- (4) その他本会が必要と認める事業

(構成)

第 4 条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会员 龍谷大学社会学部に所属する専任の教員及び本会の趣旨に賛同する龍谷大学の専任教員
- (2) 学生会員 龍谷大学社会学部及び龍谷大学大学院社会学研究科の学籍を有する学生
- (3) 賛助会員 前 2 号以外の者で、本会の趣旨に賛同する個人又は団体
- (4) 名誉会員 本会の会員であった者で、龍谷大学の名誉教授である者

(会長及び諸委員)

第 5 条 本会に以下のように会長及び委員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 庶務委員 2 名
- (3) 会計委員 2 名
- (4) 『龍谷大学社会学部紀要』委員 4 名
- (5) 『龍谷大学社会学部ジャーナル』委員 4 名
- (6) 事業委員 4 名
- (7) 学科委員 各学科 1 名
- (8) 会計監査委員 2 名

- 2 前項の諸委員を同一人が兼ねることはできない。

(会長及び諸委員の選任と任期)

第6条 会長は、龍谷大学社会学部部長をもって充てる。会長に事故ある時は、庶務委員が共同してその職務を代理する。

- 2 前条第1項第7号委員（以下「7号委員」という。）を除く同項の各委員は、会長が普通会员の中から委嘱し、評議員会に報告する。7号委員は学科で選出する。
- 3 各委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。途中退任の場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、7号委員の任期は学科で定める。
- 4 前条の(4)(5)(6)の委員は、それぞれ委員会を構成する。各委員会に委員長を置き、各委員長は、各委員会において互選する。

(会長、各委員会及び委員の職務)

第7条 会長及び各委員会並びに委員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会の業務を統括し、本会を代表する。
 - (2) 庶務委員は、本会の庶務を処理するとともに、会長を補佐する。
 - (3) 会計委員は、本会の会計を処理する。
 - (4) 『龍谷大学社会学部紀要』委員会は、同誌の編集発行に関する事務を処理する。
 - (5) 『龍谷大学社会学部ジャーナル』委員会は、同誌の編集発行に関する事務を処理する。
 - (6) 事業委員会は、(4)(5)を除く本会の事業を企画、立案、運営する。
 - (7) 学科委員は、学科を代表して本会与連絡調整を図る。
 - (8) 会計監査委員は、本会の会計監査を行う。
- 2 本条第1項の(4)(5)(6)の委員会は、その事業の企画、立案、運営にあたり、委員会の判断で普通会员あるいは学生会員に参画を求めることができる。なお、参画に当たり経費を伴う場合は、あらかじめ常任委員会の承認を得るものとする。

(常任委員会)

第8条 本会の円滑な運営のために常任委員会を置く。

- 2 常任委員会は、会長、庶務委員から1名、会計委員から1名、並びに第6条第4項の各委員長、及び7号委員をもって構成する。
- 3 常任委員会は、会長が招集し、議長となって次の事項を処理する。
 - (1) 予算案・決算案の作成
 - (2) 事業実施の承認
 - (3) 会員の入会・退会の承認
 - (4) その他必要な事項の審議
- 4 常任委員会の議決は、出席者の過半数以上の同意による。

(評議員会)

第9条 本会に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、普通会员全員で構成する。
- 3 評議員会は、会長が招集し、議長となり、本会の予算決算及び必要な事項を審議する。
- 4 評議員会の議決は、出席者の過半数以上の同意による。

(会計)

第10条 本会の経費は、入会金、年会費、龍谷大学からの助成金、事業収入及び寄付金をもって充てる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(入会金)

第12条 本会への入会に際しては、入会金2,000円を納入する。ただし、学生会員及び賛助会員は、入会金の納入を免除される。

(年会費)

第13条 会員は、年会費4,000円を納入する。

2 賛助会員は、年会費4,000円以上を納入する。

3 名誉会員は、入会金及び年会費がともに免除される。

(改廃)

第14条 この会則の更改は、第9条第4項の規定にかかわらず、評議員会において出席者の3分の2以上の賛同を要する。

付 則

この会則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則 (平成10年6月24日)

平成10年6月24日一部改正。同日より施行する。

付 則 (平成13年3月21日)

平成13年3月21日一部改正。同日より施行する。

付 則 (平成15年3月12日)

平成15年3月12日一部改正。平成15年4月1日より施行する。

付 則 (平成18年9月27日)

平成18年9月27日一部改正。平成19年4月1日より施行する。

付 則 (平成19年3月13日)

平成19年3月13日一部改正。平成19年4月1日より施行する。

付 則 (平成22年12月15日第5条、第6条、第8条改正)

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年7月18日第12条、第13条改正)

この会則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前に入会した学生会員及び賛助会員については、なお従前の会則による。

「龍谷大学社会学部紀要」規則

平成元年6月14日 制定

第1条 この規則は、龍谷大学社会学部学会会則第3条に基づく機関誌『龍谷大学社会学部紀要』（以下、『紀要』とする。）の発行について定めるものである。

第2条 『紀要』は、原則として毎年度2回発行する。

第3条 原稿の募集、編集及び発行は、『龍谷大学社会学部紀要』委員会（以下、委員会とする。）が行う。

2 原稿の掲載は、委員会が決定する。掲載を見送った場合は、その理由を委員会から、執筆者に通知する。なお、博士課程在学中の学生会員の掲載を見送った場合は、指導教員および執筆者の双方に通知する。

3 原稿の投稿は、普通会员、賛助会員及び博士課程在学中の学生会員とする。なお、博士課程在学中の学生会員が投稿する場合、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

4 普通会员を筆頭執筆者として非会員が共同執筆した原稿を掲載するに当たっては、非会員は当該年度の賛助会員となるものとし、入会金及び年会費をあらかじめ納入するものとする。

第4条 原稿は、論文・調査報告・研究資料・研究ノート・書評論文・書評・翻訳等（以下、論文等とする。）とする。

第5条 論文等の執筆は、次の要項によるものとする。

(1) 論文等は、未発表のものに限る。

(2) 論文等の分量は原則として以下のようにする。

ア 論文は、20,000字（400字詰原稿用紙50枚）以内

イ 調査報告・研究資料・研究ノート・書評論文・書評・翻訳は、12,000字（400字詰原稿用紙30枚）以内

なお、翻訳は、著作権者からの許諾を必要とする。ただし、著作権が失効している場合はその限りでない。

(3) 論文等には、必ず欧文タイトルを添付するものとする。

(4) 論文等は、原則として横書きとする。

第6条 掲載論文等について50部の抜刷を無償で提供する。共同執筆の場合にも同様とする。ただし、第3条第4項の賛助会員には、各50部を無償で提供する。

2 50部を超える抜刷を希望する執筆者は、超過分の実費を支払う。

第7条 掲載論文等の著作権は執筆者に帰属するが、本学及び国立情報学研究所等が論文等を電子化により公開するものについては、複製権及び公衆送信権の行使を社会学部学会に委託するものとする。ただし、電子化による公開は執筆者の許諾を得たうえで行うものとする。

第8条 本規則の改正は、常任委員会の議によるものとする。

第9条 本規則は、平成元年6月14日より実施する。

付 則

1 平成13年4月27日改正

7 平成24年1月17日改正

2 平成15年4月24日改正

8 平成24年10月16日改正

3 平成17年5月11日改正

9 平成28年5月11日改正

4 平成17年7月13日改正

10 平成28年11月9日改正

5 平成18年9月27日改正

11 平成29年10月10日改正

6 平成20年11月25日改正

社会学部学会会員

(50音順)

| | | | | | | | | | |
|-------------|---------------------------------|------------------------------------|--|---------------------------|--|--|--|--|---------|
| 会 長 | 津 島 昌 弘 | | | | | | | | |
| 社会学部紀要委員 | 青 木 恵理子 白 石 正 久 | 荒 田 寛 古 莊 匡 義* | | | | | | | (*は委員長) |
| 庶 務 委 員 | 大 塩 まゆみ | 久 保 和 之* | | | | | | | (*は委員長) |
| 会 計 委 員 | 佐 藤 彰 男* | 田 中 明 彦 | | | | | | | (*は委員長) |
| 社会学部ジャーナル委員 | 長 上 深 雪 椿 原 敦 子* | 金 子 龍太郎 李 相 哲 | | | | | | | (*は委員長) |
| 事 業 委 員 | 井 上 見 淳 前 川 貴 史 | 筒 井 のり子 吉 田 竜 司* | | | | | | | (*は委員長) |
| 学 科 委 員 | 村 井 龍 治 渡 邊 めぐみ | 李 复 屏 | | | | | | | |
| 会 計 監 査 委 員 | 田 村 公 江 | 時 本 義 昭 | | | | | | | |
| 普 通 会 員 | 荒 井 猪 笠 栗 砂 高 樽 中 畑 松 真 持 | 木 田 千 優 賢 修 瀨 井 田 脇 田 井 仲 島 利 田 | 美 知 子 明 理 紀 司 恵 彦 郎 雄 介 帆 子 和 安 井 大 川 黒 清 高 築 西 伏 松 三 山 | 西 上 西 中 田 家 松 地 川 見 溪 谷 田 | 将 辰 孝 大 浩 一 介 画 郎 子 文 雄 是 容 五十嵐 海 理 井之口 亜 紀 岡 野 英 一 工 藤 保 則 清水 隆 則 高 岡 智 子 田 中 美 世 土 田 光 子 新 藤 田 悟 松 本 章 伸 村 澤 真 保 脇 田 健 一 | | | | |

執筆者紹介（掲載順）

| | |
|------------------|-----------------|
| 田 中 滋（社会学部教授） | 青 木 恵理子（社会学部教授） |
| 田 村 公 江（社会学部教授） | 佐 藤 彰 男（社会学部教授） |
| 猪 瀬 優 理（社会学部准教授） | 田 中 明 彦（社会学部教授） |
| 李 复 屏（社会学部教授） | 土 田 美世子（社会学部教授） |
| 荒 木 美知子（社会学部教授） | |

編 集 後 記

◇本号は松溪憲雄先生および伏見恵文先生の退職記念号となりました。また、会員のなかでは西川淑子先生も2017年度で退職されます。この場を借りて先生方に謝意を表します。

本号には、5本の論文、2本の調査報告、3本

の研究ノートと、近年の紀要と比べて多くの論考を掲載することができました。今後とも会員の皆さまの研究成果を積極的にご投稿いただきますようお願い申し上げます。（T. F.）

平成30年 3 月10日 印刷

平成30年 3 月15日 発行

編 集 者 『龍谷大学社会学部紀要』委員会

印 刷 者 協 和 印 刷 株 式 会 社

発 行 者 龍 谷 大 学 社 会 学 部 学 会
〒520-2194 大津市瀬田大江町横谷 1-5
電話 (077)543-5111(代)

Bulletin
of
the Faculty of Sociology
Ryukoku University

(SHAKAIGAKUBU-KIYO, RYUKOKU DAIGAKU)
Prof. Norio Matsutani's
In Commemoration of Prof. Yoshifumi Fushimi's Retirement

No. 52

2018

CONTENTS

Articles

- Revising Sociology through Theory of Violence (1) :
Evolution of 'Existence-action' Theory Shigeru Tanaka (1)
- Questioning the Modernity :
An Exploration for Anthropological Research on Coal-mining in Japan Eriko Aoki (11)
- The Reason Why Physical Punishment in Schools is not Acceptable :
Consider Article 11 of School Education Act (Act No.26 of 1947)
from the standpoint of Children's Rights Kimie Tamura (24)
- Telework and Locational Restrains :
An Analysis of Regional Characteristics in Telecommuting Akio Sato (38)
- An Attempt to Diagram Life Histories :
The Commitment Processes in the Religious Organization Yuri Inose (46)

Research Reports

- Current Status and Issues of the 2014 Amendments to the National Basic Life Security law
and the Revision of the Tailored Benefit System in South Korea :
Interviews with Korean People's Solidarity against Poverty TANAKA Akihiko (59)
- Communities and Buddhist Temples :
Social Research in Hiroshima-Sakugi and Ishikawa-Notojima Yuri Inose (68)

Notes

- The Process of Rural Collective Property Right Reform in China Fuping Li (80)
- Care Work Profession of the Child Care Home : Interview to Workers Miyoko Tsuchida (86)
- Hearing Investigation from the Voluntarily Evacuated Persons due to The Great East Japan Earthquake
and the Accident at the TEPCO Fukushima No.1 Nuclear Power Plant :
In 2016 and 2017 Michiko Araki (98)

News

Published by
THE ASSOCIATION OF FACULTY OF SOCIOLOGY
RYUKOKU UNIVERSITY
OHTSU, SHIGA, JAPAN